

不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要

東北大学では、上原亜希子氏（元東北大学大学院歯学研究科（博士課程）（平成15年3月24日修了）の学位論文「Activation of human oral epithelial cells by neutrophil proteinase 3 through protease-activated receptor-2（好中球酵素 proteinase 3 (PR3) による protease-activated receptor-2 (PAR-2) を介するヒト口腔上皮細胞活性化）」に、不正行為（研究不正）があることが判明したため、学位授与の取消し及び学位記の返還を決定した。

記

1. 調査の経緯

本件の誘因となる研究論文は、上原元助教が懲戒処分を不服として裁判で係争し、研究不正が確定したものの一つであり、それに伴い学位論文の根拠を失ったことから、歯学研究科内に、博士論文不正に関する調査委員会を設置し、調査を開始した。

2. 不正の内容

調査委員会では、上原氏から提出のあった博士学位論文と、研究不正が認定された研究論文を比較調査した結果、文言・体裁等に僅かな違いが認められるものの、内容はほぼ同一のものと判断した。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

調査委員会での調査結果に基づき、歯学研究科委員会では、学位の取消しを審議し、東北大学学位規程第19条第1項（不正の方法により学位の授与を受けて事実が判明したとき）に該当するとの結論に至った。

本学では、歯学研究科からの申請に基づき、平成30年1月29日開催の学務審議会において審議し、博士学位の取消し及び学位記の返還を決定した。

4. 再発防止に向けての取組み

本学では、再発防止に向けて以下の取り組みを強化する。

- （1）「博士学位論文提出のための指針」の周知徹底を図る。
- （2）論文剽窃チェックツールの活用促進を強化する。
- （3）学生に対する研究倫理教育を徹底する。